



投票の方法

賛成・反対のどちらかに○を記載して、投票箱に入れる。

投票用紙の様式

○注 意

一 串間市に原子力発電所を設置することに賛成の人は賛成の欄に、反対の人は反対の欄に○をつけること。

二 ○のほかは何も書かないこと。

賛成	反対
----	----

串間市における原子力発電所設置についての
市民投票

宮崎県 串間市長 印

串間市における原子力発電所設置についての

市民投票を実施します

4月10日
投票です

串間市における原子力発電所設置に対する賛否についての市民投票を4月10日(日)に実施します(宮崎県議会議員選挙と同日)。
市民投票は市民の皆さん一人ひとりが、串間市の将来のまちづくりの方向性について、自らの考えを直接表明する重要な投票です。串間市の将来について十分議論したうえで、自らの考えに基づき投票をお願いします。



串間市における原子力発電所の設置問題については、平成4年の新聞などで報道されて以来、市議会での議論をはじめ、先進地視察や調査報告がなされてきました。また、市民の意思を明らかにすることを目的に「市民投票条例」を平成5年に制定。昨年12月の定例会市議会において期日前投票制度などを追加した条例改正案が可決されています。このような中、野辺市長は次のような考えから、市民投票の実施を決めました。
「わたしはこれまでの政治活動などを通して、将来、串間市

に原子力発電所を設置し地域活性化などを強く望む声があることや、反対に原子力発電所の安全性などについて不安を強く抱いている声などが存在し、その意見が二分していることを感じてまいりました。串間市が今後、厳しい自立の道を歩く上で、串間市における原子力発電所の設置の是非を市民の皆さんに判断していただきたく、今回の改正条例に基づき市民投票を実施します。この市民投票の結果については、有効投票数の過半数の意見を尊重し、反対が多ければこの問題に終止符を打ち、賛成が多ければその意思を尊重し、市政運営を行ってまいります。」

皆さんの考えを表明する機会です。

必ず投票しましょう。

市民投票は市民の皆さん一人ひとりが、串間市の将来のまちづくりの方向性について、自らの考えを直接表明する重要な投票です。串間市の将来について十分議論したうえで、自らの考えに基づき投票していただきますようお願いいたします。

投票資格者

年齢満20歳以上の日本国籍を有する方で引き続き3カ月以上串間市に住所を有する方が投票

投票結果の取り扱い

市民投票条例では「市長は、市民投票の結果、過半数の意思を尊重する」と定められています(具体的には、有効投票数の過半数を尊重します)。

市民投票運動

市民投票運動はおおむね自由ですが、次に掲げる行為は禁止されます。

- ・買収、供応、脅迫などの不正な手段により、市民の自由な意思を拘束、または干渉する行為
- ・市民の平穏な生活環境を侵害する行為

なお、宮崎県議会議員選挙の告示日から投票日までの間は、原子力発電所の設置の賛否に関する市民投票運動であっても、団体が行う演説会やポスター掲示、ビラの配布、宣伝告知のための自動車・拡声器の使用などは、公職選挙法により行うことができない場合があります(ただし、個人での市民投票運動はこれに該当しません)。

公職選挙法に関してご不明な点は串間市選挙管理委員会(☎72-1111内線271・272)までお問い合わせください。

●市民投票に関する問い合わせ先
II 総合政策課市民投票準備係 ☎内線366・367